

平成26年 4月 7日

原子力規制委員会
原子力規制庁放射線防護対策部
原子力防災政策課長 森下 泰 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
所長 大山 幸夫

「原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成25年12月20日付けで提出しました「独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年4月1日付け独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織改正及び東海村の組織改正に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）	理 由
原 子 力 科 学 研 究 所 原子力事業者防災業務計画 平成25年12月 20 日 独立行政法人日本原子力研究開発機構 <u>東海研究開発センター</u>原子力科学研究所	原 子 力 科 学 研 究 所 原子力事業者防災業務計画 平成26年4月 1 日 <u>（平成 26 年 4 月 1 日読み替え）</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	読み替えの追記 組織改編に伴う変更（東海 研究開発センターを廃止 することから削除）

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日 修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）	理 由
第 1 章 総 則 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的 この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人 日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）<u>東海研究開発センター</u> 原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）の原子炉施設、核燃料物質使用施設等（政令第 324 号第 41 条該当施設）及び廃棄物埋設施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講じるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。別図－2 に原災法に係る対象施設を示す。 （以下、第 1 章省略） 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 （以下、第 1 節省略） 第 2 節 原子力防災組織の運営 1. 現地対策本部等の設置及び解散 （1）現地対策本部の設置 ① 原子力防災管理者は、特定事象が発生した又は発生するおそれがある場合、直ちに原子力科学研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに原子力科学研究所に現地対策本部を設置する。 ② 現地対策本部は、別図－1(1) に示す原子力防災組織で構成する。 ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに<u>安全統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 （2）機構対策本部の設置 ① <u>安全統括部長</u>は、原子力防災管理者から原子力科学研究所内に防災体制を発令した連絡を受け、災害と判断された場合、理事長に報告する。 ② <u>安全統括部長</u>は、本部構成員を招集するとともに、機構対策本部を設置する。 別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。 （3）現地対策本部の解散 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。 ① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。 ② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及	第 1 章 総 則 第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的 この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人 日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）原子力科学研究所（以下「原子力科学研究所」という。）の原子炉施設、核燃料物質使用施設等（政令第 324 号第 41 条該当施設）及び廃棄物埋設施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講じるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。別図－2 に原災法に係る対象施設を示す。 （以下、第 1 章省略） 第 2 章 原子力災害事前対策の実施 （以下、第 1 節省略） 第 2 節 原子力防災組織の運営 1. 現地対策本部等の設置及び解散 （1）現地対策本部の設置 ① 原子力防災管理者は、特定事象が発生した又は発生するおそれがある場合、直ちに原子力科学研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに原子力科学研究所に現地対策本部を設置する。 ② 現地対策本部は、別図－1(1) に示す原子力防災組織で構成する。 ③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 （2）機構対策本部の設置 ① <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、原子力防災管理者から原子力科学研究所内に防災体制を発令した連絡を受け、災害と判断された場合、理事長に報告する。 ② <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部構成員を招集するとともに、機構対策本部を設置する。 別図－1(2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。 （3）現地対策本部の解散 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。 ① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。 ② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及	拠点名称の修正 原子力安全と核セキュリティの一体化を図るための機能強化

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）	理 由
び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。 ③ 原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害中長期対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。 ⑤ 原子力防災管理者は、原子力科学研究所の現地対策本部を解散する場合、<u>安全統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (4) 機構対策本部の解散 機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。 (以下、第 2 節から第 4 節省略) 第 5 章 そ の 他 第 1 節 他の原子力事業者への協力 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<u>安全統括部長</u>からの要請に応じ、当該事業者、オフサイトセンター、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表－ 6 (1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等並びに原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力を行う。 (1) 緊急時モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む） (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (5) 避難者（災害時要援護者を含む）の搬送・誘導等への協力 (6) 協定及び覚書に基づく協力 東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 (以下、別図-2 まで省略)	び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。 ③ 原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。 ④ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害中長期対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。 ⑤ 原子力防災管理者は、原子力科学研究所の現地対策本部を解散する場合、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を経由して理事長に報告する。 (4) 機構対策本部の解散 機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。 (以下、第 2 節から第 4 節省略) 第 5 章 そ の 他 第 1 節 他の原子力事業者への協力 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>からの要請に応じ、当該事業者、オフサイトセンター、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表－ 6 (1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等並びに原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力を行う。 (1) 緊急時モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む） (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (5) 避難者（災害時要援護者を含む）の搬送・誘導等への協力 (6) 協定及び覚書に基づく協力 東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、原子力科学研究所以外の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講じる。 (以下、別図-2 まで省略)	原子力安全と核セキュリティの一体化を図るための機能強化 原子力安全と核セキュリティの一体化を図るための機能強化

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日修正）		読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）		理 由	
別図－3(1) 原子力科学研究所通報連絡系統(所外)		別図－3(1) 原子力科学研究所通報連絡系統(所外)			
現地対策本部 ↓ (FAX、電話)		現地対策本部 ↓ (FAX、電話)			
区 分	関 係 機 関	区 分	関 係 機 関		
官庁関係	内閣府（内閣総理大臣）	官庁関係	内閣府（内閣総理大臣）		
	内閣官房（副長官補付 安全保障・危機管理担当）		内閣官房（副長官補付 安全保障・危機管理担当）		
	内閣官房（情報集約センター）		内閣官房（情報集約センター）		
	内閣府（政策統括官付）		内閣府（政策統括官付）		
	原子力規制庁（原子力防災課）		原子力規制庁（原子力防災課）		
	原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所		
	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合）	*外運	国土交通省（海事局検査測度課：海上輸送の場合）	*外運	
	（自動車局環境政策課：陸上輸送の場合）	*外運	（自動車局環境政策課：陸上輸送の場合）	*外運	
	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会	*設置	現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会	*設置	
	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部	*設置	関係省庁事故対策連絡会議及び原子力災害対策（警戒）本部	*設置	
	原子力防災専門官		原子力防災専門官		
	原子力緊急時支援・研修センター		原子力緊急時支援・研修センター		
	水戸労働基準監督署		水戸労働基準監督署		
	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部		ひたちなか・東海広域事務組合消防本部		
	茨城県警察本部		茨城県警察本部		
	茨城県防災・危機管理課		茨城県防災・危機管理課		
	茨城県ひたちなか西警察署		茨城県ひたちなか西警察署		
第三管区海上保安本部茨城海上保安部		第三管区海上保安本部茨城海上保安部			
日立市消防本部		日立市消防本部			
特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関	*外運	特定事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関	*外運		
及び海上保安部署		及び海上保安部署			
地方自治体	県	茨城県原子力安全対策課	地方自治体	茨城県原子力安全対策課	
	所在	東海村原子力安全対策課	所在	東海村防災原子力安全課	
	隣接	ひたちなか市	隣接	ひたちなか市	
		那珂市		那珂市	
		日立市		日立市	
		常陸太田市		常陸太田市	
	隣々接	水戸市	隣々接	水戸市	
		城里町		城里町	
		大洗町		大洗町	
		常陸大宮市		常陸大宮市	
その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村	*外運	その他	特定事象が発生した場所を管轄する都道府県及び市町村	*外運
その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	その他関係機関	茨城沿海地区漁業協同組合連合会		
	久慈町漁業協同組合		久慈町漁業協同組合		
	久慈浜丸小漁業協同組合		久慈浜丸小漁業協同組合		
	磯崎漁業協同組合		磯崎漁業協同組合		
*設置：設置されている場合 *外運：事業所外運搬の場合 (以下、別図及び別表省略)		*設置：設置されている場合 *外運：事業所外運搬の場合 (以下、別図及び別表省略)		東海村の組織改編のため	

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）	理 由
別図－3 (2) 原子力科学研究所通電連絡系統（所内） 別図－3 (2) 原子力科学研究所通電連絡系統（所内）	別図－3 (2) 原子力科学研究所通電連絡系統（所内） 別図－3 (2) 原子力科学研究所通電連絡系統（所内）	原子力安全と核セキュリティの一体化を図るための機能強化 組織改正に伴う見直し

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画読み替え表

読み替え前（平成 25 年 12 月 20 日修正）	読み替え後（平成 26 年 4 月 1 日から適用）	理 由																																																
別表－1 原子力防災管理者の代行順位 副原子力防災管理者及び代行順位は、次のとおりとする。 <table><tr><th>順 位</th><th>役 職 名</th></tr><tr><td>1</td><td>副所長</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長</td></tr><tr><td>4</td><td>保安管理部長</td></tr><tr><td>5</td><td>放射線管理部長</td></tr><tr><td>6</td><td>研究炉加速器管理部長</td></tr><tr><td>7</td><td>福島技術開発試験部長</td></tr><tr><td>8</td><td>バックエンド技術部長</td></tr><tr><td>9</td><td>工務技術部長</td></tr><tr><td>10</td><td>保安管理部次長</td></tr><tr><td>11</td><td>研究炉加速器管理部次長</td></tr></table>	順 位	役 職 名	1	副所長	2	副所長	3	副所長	4	保安管理部長	5	放射線管理部長	6	研究炉加速器管理部長	7	福島技術開発試験部長	8	バックエンド技術部長	9	工務技術部長	10	保安管理部次長	11	研究炉加速器管理部次長	別表－1 原子力防災管理者の代行順位 副原子力防災管理者及び代行順位は、次のとおりとする。 <table><tr><th>順 位</th><th>役 職 名</th></tr><tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長兼保安管理部長</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長</td></tr><tr><td>4</td><td>保安管理部部長</td></tr><tr><td>5</td><td>放射線管理部長</td></tr><tr><td>6</td><td>研究炉加速器管理部長</td></tr><tr><td>7</td><td>福島技術開発試験部長</td></tr><tr><td>8</td><td>バックエンド技術部長</td></tr><tr><td>9</td><td>工務技術部長</td></tr><tr><td>10</td><td>保安管理部次長</td></tr><tr><td>11</td><td>研究炉加速器管理部次長</td></tr></table>	順 位	役 職 名	1	所長代理	2	副所長兼保安管理部長	3	副所長	4	保安管理部部長	5	放射線管理部長	6	研究炉加速器管理部長	7	福島技術開発試験部長	8	バックエンド技術部長	9	工務技術部長	10	保安管理部次長	11	研究炉加速器管理部次長	人事異動に伴う職位変更
順 位	役 職 名																																																	
1	副所長																																																	
2	副所長																																																	
3	副所長																																																	
4	保安管理部長																																																	
5	放射線管理部長																																																	
6	研究炉加速器管理部長																																																	
7	福島技術開発試験部長																																																	
8	バックエンド技術部長																																																	
9	工務技術部長																																																	
10	保安管理部次長																																																	
11	研究炉加速器管理部次長																																																	
順 位	役 職 名																																																	
1	所長代理																																																	
2	副所長兼保安管理部長																																																	
3	副所長																																																	
4	保安管理部部長																																																	
5	放射線管理部長																																																	
6	研究炉加速器管理部長																																																	
7	福島技術開発試験部長																																																	
8	バックエンド技術部長																																																	
9	工務技術部長																																																	
10	保安管理部次長																																																	
11	研究炉加速器管理部次長																																																	